

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1. 縦覧の期間：令和 7 年 10月 16日 ～ 令和 7 年 10月 22日
2. 権利関係機構による所有権の取得または機構からの所有権移転
3. 利害関係人の意見聴取対象農地

番号	物 件 の 所 在 地				地 目 (現況)	面積(㎡)	権利関係 (機構による所有権の取得/ 機構からの所有権の移転)
	市町村	大字	字	地 番			
1	錦町	木上南	三角川	1926番2	田	1,230	機構からの所有権移転
2	錦町	木上南	三角川	1926番3	田	1,637	機構からの所有権移転
3	錦町	木上南	三角川	1926番6	田	398	機構からの所有権移転
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							